

## 平成30年度春季・秋季北海道エンデュランス馬術大会 競技会規程

### ※平成29年度からの変更点

平成30年度より、日本馬術連盟公認40km競技が開催されます。

60km競技の初出場時に設けられていたプレノービスクラスは廃止になりました。

出場資格や馬の防疫について若干の変更がありますので競技会規定のご確認をお願い致します。

<p>(1) 競技種目</p>	<p>1. 80 km 競技 日本馬術連盟公認                      走行制限時間 8 時間 平均時速 10 km/h</p> <p>2. 60 km 競技 日本馬術連盟公認・非公認の部と同時開催                      走行制限時間 7 時間 平均時速 8.6 km/h</p> <p>3. 40 km 競技 日本馬術連盟公認・非公認の部と同時開催                      走行制限時間 5 時間 平均時速 8.0 km/h</p> <p>4. 40 km トレーニングライド                      走行制限時間 5 時間 平均時速 8.0 km/h                      最速タイム 3 時間 最速タイム(4歳以下の馬) 3時間30分</p> <p>5. 20 km トレーニングライド                      走行制限時間 3 時間 平均時速 6.7 km/h                      最速タイム 2 時間 最速タイム(4歳以下の馬) 2時間30分</p>
<p>(2) 参加資格</p> <p>① 共通資格</p> <p>1) 競技者</p> <p>2) 競技馬</p>	<p>競技に参加する人馬は下記の共通資格と出場する種目別の資格の両方を満たしていること。</p> <p>1. 14歳の誕生日を迎える年から、全ての公認競技に出場できる。20歳未満の者については保護者の同意を必要とする。</p> <p>2. 日本馬術連盟公認競技においては日本馬術連盟の個人会員であり、騎乗者資格A級・B級・エンデュランスA級・エンデュランス限定B級のいずれかを取得していること。</p> <p>1. 日本馬術連盟公認競技に参加の馬は5歳以上とし、日本馬術連盟の登録馬であること。入厩時に日本馬術連盟乗馬登録証を携行すること。</p> <p>2. 日本馬術連盟競技会規程第30版の予防接種実施要領に従って予防接種を行い、入厩の際に健康手帳を携行すること。</p> <p>3. 妊娠が明瞭な牝馬(妊娠120日以上)及び仔馬を連れた牝馬は参加出来ない。</p>
<p>② 種目別資格</p> <p>1) 80km競技</p> <p>ア) 競技者</p> <p>イ) 競技馬</p> <p>2) 60km競技</p>	<p>1. 60km以上の公認競技を1回以上完走していること。平成30年度中は非公認60km(平成29年度以前)の完走証も有効とする。</p> <p>1. 年齢は6歳以上とし、60km以上の公認競技を1回以上完走していること。</p>

<p>ア) 競 技 者</p>	<p>1. 40km以上の公認競技を1回以上完走していること。 平成30年度中は40kmトレーニングライド(平成29年度以前)の完走証も有効とする。 非公認競技として出場する場合は、全国乗馬倶楽部振興協会1級・2級・E1級・E2級のいずれかの資格でも出場可能であり、40kmトレーニングライドを1回以上完走していること。</p>
<p>イ) 競 技 馬</p>	<p>1. 40km以上の公認競技を1回以上完走していること。 非公認競技に出場の場合は日馬連の登録は不要であり、40km以上の非公認競技またはトレーニングライドを1回以上完走していること。</p>
<p>3) 40km競技 ア) 競 技 者</p>	<p>1. 非公認競技として出場する場合は、全国乗馬倶楽部振興協会1級・2級・E1級・E2級のいずれかの資格でも出場出来る。</p>
<p>イ) 競 技 馬</p>	<p>1. 非公認競技に出場の場合は日馬連の登録は不要とする。</p>
<p>4) 40kmトレーニングライド ア) 競 技 者</p>	<p>1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・C級・E限定A級・E限定B級・E-C級、全国乗馬倶楽部振興協会1級・2級・3級・E1級・E2級・E3級のいずれかを取得していること。</p>
<p>イ) 競 技 馬</p>	<p>1. 3・4歳馬もトレーニングを目的として参加することができる。 (最速タイムを設定する)。</p>
<p>5) 20kmトレーニングライド ア) 競 技 者</p>	<p>1. 日本馬術連盟騎乗者資格A級・B級・C級・E限定A級・E限定B級・E-C級、全国乗馬倶楽部振興協会1級・2級・3級・E1級・E2級・E3級のいずれかを取得していること。</p>
<p>イ) 競 技 馬</p>	<p>1. 3・4歳馬もトレーニングを目的として参加することができる。 (最速タイムを設定する)。</p>
<p>(3) 競 技 会 規 程 1) 獣 医 検 査 ア) 競 技 前 検 査 イ) インスペクション ウ) その他のインスペクション オ) 検 査 基 準</p>	<p>日本馬術連盟競技会規程第30版を適用する。</p> <p>1. 個体識別を含む馬体検査を競技前に実施する。前日に検査を受ける事が出来ない馬は、当日スタート前に検査を行う。</p> <p>1. インスペクションエリア(獣医検査場)には、1頭につき最大2名まで付き添う事ができる。また、インスペクションエリアに入場する際は、主催者側が提供するゼッケン(馬と同じ番号)を着用していること。</p> <p>2. 各区間走行後に行われるインスペクション(獣医検査)は区間到着後20分以内に受けること。インスペクションをクリア出来ない時は1度だけ再インスペクションを受ける事が出来る。</p> <p>3. 最終区間到着後のインスペクションは到着後30分以内に受けること。再インスペクションは受けられない。</p> <p>1. 既定のインスペクションに加えて、獣医師団あるいは審判長の判断により、競技中いつでも個別のインスペクションを行う事が出来る。</p> <p>1. 最高心拍数は64拍/分以下とする。ただし、気象条件等により技術代表、獣医師団長及び審判長の協議の上、基準値が変更</p>

	<p>される場合がある。</p> <p>2. 過度の疲労、熱中症、疝痛、筋障害、激しい脱水症状又は異常に高い体温(40℃)の症状を呈している馬は失権となる。</p> <p>3. 継続的に歩様の異常を呈した馬は失権となる。</p> <p>4. 競技に参加、または競技を継続することによって、該当時点で有する痛み、外傷等が深刻に悪化しそうな状態にある馬は失権となる。</p>
2) 強制休止時間	<p>1. 各区分終了後、インタイム成立(インスペクション通過)後から40分間を強制休止時間とし、強制休止時間が経過後、次の区分にスタート出来る。</p> <p>2. 強制休止時間は走行時間としてカウントしない。</p>
3) 走行時間	<p>1. 走行時間は第1区分スタートから最終区分ゴールライン通過までの時間とし、強制休止時間を減じたものとする。</p> <p>2. 区分ごとの走行時間は、各区分到着後インスペクションのインタイムまでの時間とし、最終区分においてはゴール到着の時点までの時間とする。</p> <p>3. 走行時間が走行制限時間内であり、最終区分のインスペクションに合格したものを完走とする。</p>
4) カットオフタイム	<p>1. 各区分において指定されたカットオフタイムまでに走行できない場合、その後の競技走行を続けることは出来ない。</p>
5) スタート時間	<p>1. スタートは各種目に定められた時間毎に一斉に行う。</p>
6) 順位決定	<p>1. 順位は最終区分のインスペクションに合格した人馬の中から走行時間の少ない順とする。</p> <p>2. トレーニングライドには順位をつけない。</p>
6) ベストコンディション賞	<p>1. ベストコンディション賞は上位入賞馬の中から実馬比較審査又はインスペクションの結果により算出された得点を基に決定する。ただし獣医師団及び審判団の判断により、該当馬が無い場合も有り得る。</p>
7) その他重要なルール	
ア) 選手の服装	<p>1. エンデュランス競技に適した服装で、ヘルメットは乗馬用規格で顎紐をシェル部分で3点以上固定してあるものを着用しなければならない。</p> <p>2. バックガードの着用を推奨する。</p> <p>3. 靴は12mm以上の踵があるものを履くか、踵の無い場合はケージ付の安全鑑を着用しなければならない。</p> <p>4. 夜間走行が想定される場合には、各自照明器具等を用意すること。</p> <p>5. メディカルカードをライダーズベストの胸ポケットに携行の上、走行すること。また、各チームの責任者は所属ライダーのメディカルカードの写しを携行しておくこと。</p>
イ) 馬具について	<p>1. 拍車、鞭、折り返し手綱の使用は出来ない。</p>
ウ) スタート・ゴール	<p>1. 第1区分のスタート時刻から15分以内にスタートしなければ失権となる。</p> <p>2. 第1区分のスタートと最終区分のゴールラインは騎乗した状態で通過しなければならない。</p>
エ) コース走行中	<p>1. 選手への援助は、スタート前、ゴール後、クレーポイント、クレー</p>

<p>オ) 棄権・失権</p>	<p>エリア、獣医検査場に限られる。原則として給水ポイントでは外部からの援助は受けられない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 競技者以外の方がコース上を騎乗したり、車両・自転車・徒歩等で伴走した場合は失権となる。</li> <li>3. 競技走行中における携帯電話の使用を許可する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 棄権または失権した場合は、他の競技者の妨げとならないよう注意しなければならない。</li> <li>2. コース上で棄権または失権した場合でも、クレーエリア到着後に獣医師団による検査を受けなければならない。</li> <li>3. 獣医師団の勧告に基づいて審判団が下した決定は最終的なものであり、上訴は出来ない。しかし馬の失権処分については、審判団はその理由を説明する義務がある。</li> </ol>
<p>(4) マナーについて</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 走行は左側通行を原則とし、追越しは原則として右からとするが、以下のマナーを厳守すること。       <p>追い越す側</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 追越しに適した安全な場所か、道幅は充分かを判断する。</li> <li>② 左右どちらから追越せば安全かを判断する。</li> <li>③ 追越しをかける際に、前のライダーに「右(左)から抜きます」と大きく、はっきりした声で叫ぶこと。</li> <li>④ 前のライダーに声が届いたことを確認し、安全に追越す。</li> <li>⑤ 狭い場所での追越しはやめ、決して前の人馬にプレッシャーをかけないようにする。</li> </ol> <p>追い越される側</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 後ろからスピードの速いライダーが追いついて来ても慌てない。</li> <li>② 追越しの意思を確認したら、出来る範囲で道を譲る。</li> </ol> </li> <li>2. 事故の場合の対応       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事故者を発見した場合、後続の競技者は可能な限りの手助けを行う。</li> <li>② 事故者の手助けを行った場合に生じるタイムロスも走行時間に含めるものとし、ゴールタイムから一切減じない。</li> </ol> </li> <li>3. その他       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 水場が同時に使用出来ない時は、順番を待つ。</li> <li>② 給水用に用意された水桶などに、馬体を冷やす為のスポンジなどを入れない。馬体にかけた水や汗が水桶等に入らないよう充分注意すること。</li> <li>③ 川の中で水を飲んでいる馬、或いは休憩している馬がいる時は十分に距離を置いて静かに走行する。</li> <li>④ 蹴り癖の有る馬は、目印として尻尾の付け根に赤いテープを巻く。</li> <li>⑤ 牡馬(種馬)は目印として尻尾の付け根に青いテープ等を巻く。(主催者が特別なゼッケンを用意する事がある。)</li> </ol> </li> </ol>
<p>(5) 落鉄対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各自十分な準備をすること(予備鉄、釘、イージーブーツ等)。</li> <li>2. 再装蹄にあたっては、外部からの援助を受ける事ができるが、大会本部に連絡し、スチュワード立会の上で行うこと。</li> <li>3. 主催者側で装蹄師を手配していない場合もある。</li> </ol>

	<p>4. 主催者側で装蹄師を手配する場合も予備鉄は各自用意すること。予備鉄が無い場合、装蹄出来ないことがある(装蹄料は自己負担とする)。</p>
(6) 落馬・放馬対策	<p>1. 落馬、放馬の場合は、いつでも、どこでも誰からの援助も受けられる。競技を続行する場合は落馬、放馬した場所に戻って再スタートする。</p>
(7) 馬の防疫	<p>日本馬術連盟競技会規程第30版の予防接種実施要領に従って予防接種を行い、入厩の際に健康手帳を携行すること。</p> <p>1. 馬インフルエンザ</p> <p>1) JEF競技会に参加する全ての馬は、基礎接種を完了していなければならない。基礎接種は初回ワクチン接種実施から21日以上・2ヵ月以内に2回目のワクチンを接種を行うこと。補強接種については基礎接種(2回目)から7ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。</p> <p><b>【経過措置】</b></p> <p>1 2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬について</p> <p>①基礎接種後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。</p> <p>②2回の基礎接種の間隔は2週間以上・2ヵ月以内であれば可とする。</p> <p>2 その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協会が定めていた要件を満たしていれば可とする。</p> <p>2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する6ヵ月+21日以内に補強接種を(または基礎接種の2回目)を受けていなければならない。</p> <p>3) 競技場へ入厩する前1週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。</p> <p>2. 日本脳炎予防接種</p> <p>7月1日～10月31日の期間に開催されるJEF競技会に参加する全ての馬は、同年5月1日以降に2週間から2ヵ月の間隔で2回の日本脳炎ワクチン接種を受けていなければならない。ただし、<b>接種開始時期が4月30日以前の馬については、上記間隔で2回接種後、入厩までに更に1回追加接種すること。</b></p> <p>3. <b>馬伝染性貧血、馬パラチフスの検査について平成30年度の大会より、原則証明書の提出は不要とする。</b></p>
(8) 完走証明書	<p>1. 完走した人馬について完走証明書を交付する。</p>
(9) 注意事項	<p>1. 選手は傷害保険に加入していること。</p> <p>2. 厩舎及びその周辺の清掃は、各自相互に協力して行うこと。清掃用具は各自持参すること。</p> <p>3. クルーエリアにおけるテントの設営にあたっては、設置前に大会本部の承認を受けること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>4. クルーエリア内においては、選手またはクルーのゼッケン、主催者の提供する入場許可証を着用すること。</li> <li>5. 厩舎・クルーエリア・コース・クルーポイントは火気厳禁、禁煙、禁酒とする。喫煙は指定された喫煙場所のみで行うこと。</li> <li>6. この要項に無い事項に関しては、関係役員(技術代表、大会委員長、審判長、獣医師団長)の協議で決定する。</li> </ul>
(10) 申込提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 参加申込には次の必要書類を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大会に係る経費内訳書と振込みが確認出来る物のコピー。</li> <li>② 競技参加申込書</li> <li>③ 騎乗者資格証明書(最新のもの)のコピー</li> <li>④ ワクチン接種報告書</li> <li>⑤ 同意書 ※出場者全員</li> <li>⑥ 完走証明書(過去に北海道内の大会を完走した人馬は免除)</li> <li>⑦ メディカルカード(本年度実施の他大会の様式でも可)</li> <li>⑧ 馬の賠償保険への加入状況が分かる資料のコピー</li> <li>⑨ 各資格試験申込書(対象者のみ)</li> <li>⑩ 馬の完走履歴証明書のコピー(発行を受けている馬のみ)</li> </ul> </li> <li>2. 申込書類に不備のある場合は、出場を認めない場合がある。</li> <li>3. 申込締切後の変更は1項目毎に変更料がかかる。</li> </ul>
(11) 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 家畜伝染病の発生やその他の事由により競技が困難と判断される場合には、競技会を中止する場合がある。</li> <li>2. 参加申込締切後における欠場については、いかなる理由であっても参加料等、全ての申込料は返却しない。</li> <li>3. 参加申込書類の内容等に重大な不備が認められた場合は、大会役員の判断でエントリーを取り消す場合がある。</li> <li>4. 各乗馬クラブのオーナー並びに取りまとめを行う者は、出場選手にもこの要項を熟読させ、ルール等の理解がなされるよう努めること。</li> </ul>